

## 次期総合計画の策定について

### 1. 背景

本市の総合計画は、昭和33年に新町建設計画を策定し、その後、昭和43年に新市総合開発計画、昭和52年に流山市総合計画、昭和60年に流山市長期構想、平成12年に流山市総合計画と、その時代に合わせてまちづくりの基本方針を定め自治体経営を進めてきた。

現総合計画は、将来都市像『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』のもと、平成31年度に目標年次を迎えるが、引き続き（仮称）三郷流山橋・都市軸道路やつくばエクスプレス沿線整備、校舎の建設及び増築、消防本部・中央消防署の移転整備、公共施設総合管理計画に基づく公共施設等の老朽化対策、さらには子育て環境の整備や高齢社会への対応などの大きな政策課題を抱えている。

そこで、これら政策課題を含め本市の事業について戦略的な市政経営を行うため、地方自治法の一部改正（平成23年5月2日公布）により、基本構想の策定義務に関する規定が削除されているが、流山市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第22条第1項の規定により、新たな総合計画を策定するものである。

#### 【将来都市像の変遷】

昭和33年策定

昭和43年策定

昭和52年策定 「緑と水と太陽に恵まれた衛生的な文化都市」

昭和60年策定 「豊かで活力のある文化都市」

平成12年策定 『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち  
「みんなでつくろう価値ある流山」』

平成22年策定 具体的な都市のイメージ「都心から一番近い森のまち」

#### 【流山市自治基本条例】

（総合計画）

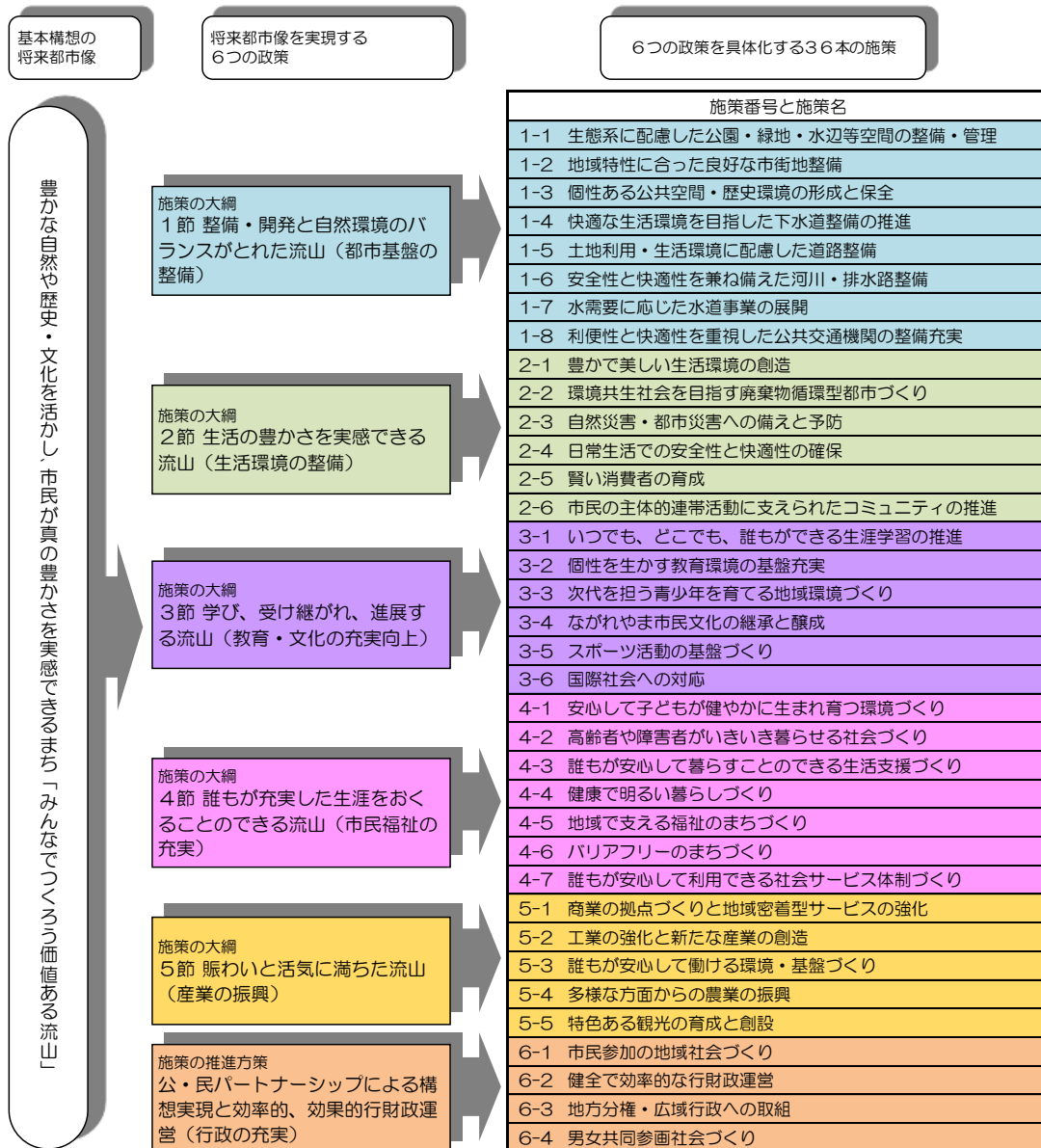
第22条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。

3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。

4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。

【現総合計画の施策体系】



## 2. 基本的な方向性

次の方向性に沿って、基本構想、基本計画を策定する。

- (1) 定住人口、交流人口の増加を図る視点
- (2) 市民ニーズ、社会経済情勢、社会制度の変化への対応
- (3) 効率的、効果的、戦略的な市政経営の視点
- (4) わかりやすい計画

また、事務事業については、全ての事業について、本当に必要か、いつまで必要かをゼロベースから見直しを検討する。

## 3. 計画の構成・期間

次期総合計画の構成については、自治基本条例第22条第1項の規定により、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とする。

### (1) 基本構想

基本構想は「本市がどんなまちを目指すのか」という将来ビジョンを定めるものとして位置付ける。

ただし、基本計画の見直しの際は、基本構想の見直しについても検討するものとする。

#### 【主な構成案】

- ・将来都市像
- ・基本政策

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想を受けて施策の基本的方向を示すものであり、その期間は平成32年度から平成41年度までの10年間とする。

#### 【主な構成案】

- ・個別施策
- ・成果指標

### (3) 実施計画

3年計画を毎年の予算編成と合わせ、ローリング方式とする。

#### 【主な構成案】

- ・事務事業



#### 4. 基本的事項

##### (1) 将来人口推計

平成29年4月1日を基準として、基本計画の10年間、その先の参考値を含め、現在策定中である。

##### (2) 地域区分

地域区分は現総合計画の地域区分とするが、市野谷については、つくばエクスプレス沿線整備区域との整合を図るため、新市街地地区に該当する地域は「中部」とする。

##### 【地域区分】

北部	東深井、このす台、美原1～4丁目、富士見台1～2丁目、 西深井、江戸川台東1～4丁目、中野久木、小屋、深井新田、 江戸川台西1～4丁目、平方、南、平方村新田、上新宿新田、富士見台、北
中部	若葉台、上貝塚、駒木台、東初石1～6丁目、桐ヶ谷、大畔、 美田、西初石1～6丁目、谷、上新宿、十太夫、下花輪、 青田、駒木、市野谷の一部(新市街地地区)
南部	三輪野山一～五丁目、三輪野山、流山1～9丁目、西平井、 流山、加、加一～六丁目、平和台1～5丁目、鱈ヶ崎、 市野谷の一部(新市街地地区以外)、南流山1～8丁目、木
東部	宮園1～3丁目、古間木、野々下1～6丁目、名都借、思井、 前平井、長崎1～2丁目、前ヶ崎、中、後平井、 松ヶ丘1～6丁目、向小金1～4丁目、芝崎、西松ヶ丘1丁目

##### (3) 財政計画

現在、策定中の流山市健全財政維持条例に基づく、財政計画を策定する。

##### 【流山市健全財政維持条例素案】

##### (財政計画)

第6条 市長は、総合計画における基本計画及び実施計画の策定の際、計画期間に応じた財政の見通しを作成し、財政計画として公表しなければならない。

#### (4) 行政評価

現行の行政評価システム（事務事業マネジメントシート、部局長の仕事と目標、成果指標等）を活用し、現総合計画の評価・総括を行う。

次期総合計画においても、現行の行政評価システムをもとに、毎年ローリングすることとする実施計画や予算編成に反映していく仕組みを構築する。

### 5. 市民参加

流山市市民参加条例第5条第1項第1号の規定により、次のとおり市民参加の手続を実施する。

#### (1) 市民意識調査

住民基本台帳から無作為抽出した15歳以上（中学卒業後）の市民3,000人を対象に市民意識調査を実施する。

#### (2) 無作為抽出型市民会議

(1) で抽出した者から希望者を募り、地域ごとにグループ別の対話形式で意見を聴取する。

ア. 北部地域：北部公民館

イ. 中部地域：おおたかの森センター

ウ. 南部地域：南流山センター

エ. 東部地域：東部公民館

#### (3) 事業所、団体意見聴取

市内の事業所及びNPO団体等各種団体からアンケート形式により、意見を聴取する。

#### (4) 中学生意見聴取

市内9校の生徒の代表を集め、グループ別の対話形式により、意見を聴取する。

(5) 流山市総合計画審議会

次期総合計画の骨格について、流山市総合計画審議会に諮問し、答申を頂くものとする。

【流山市附属機関に関する条例（昭和46年条例第6号）】

流山市総合計画審議会

流山市総合計画及びその実施に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。

学識経験を有する者	5人
教育委員会の委員	1人
農業委員会の委員	1人
公共的団体等の職員	4人
市民公益活動団体を代表する者	2人
市民等	5人

(6) パブリックコメント

平成31年9月（予定）

(7) タウンミーティング

平成31年9月（予定）

## 6. 広報

広報ながれやま及び市ホームページ

## 7. 庁内の策定体制

総合計画の策定にあたっては、屋上屋を架するような新たな組織をつくることなく、庁議や政策調整会議、部内経営会議等の既存の組織体系を活用し、全職員一丸となって、策定に当たるものとする。

また、総合計画の策定を通して、次代を担う中堅職員の政策形成能力の向上を図るため、別にプロジェクトチームを立ち上げ、政策提案をまとめる。

(1) 庁議

(2) 政策調整会議

(3) 部内経営会議

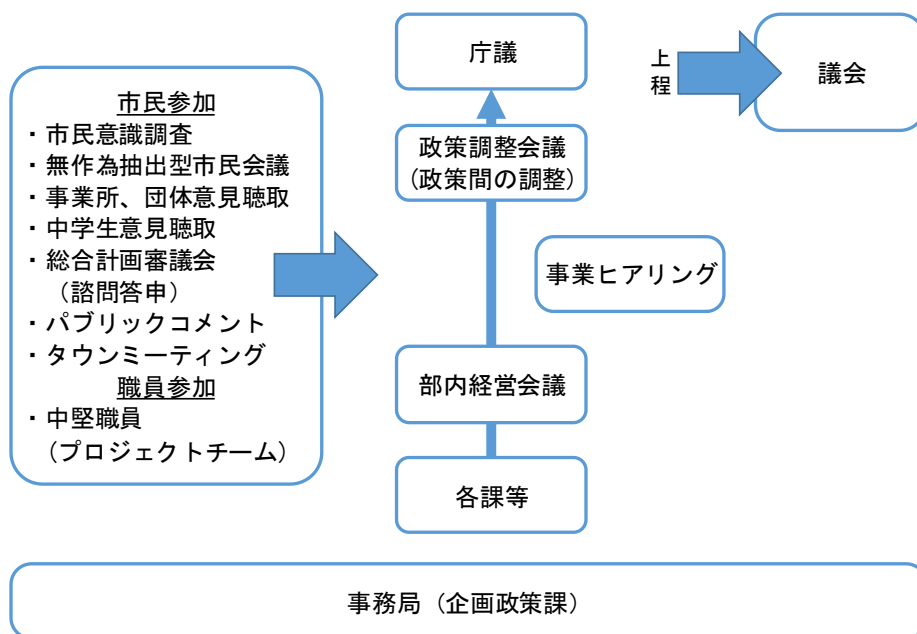
(4) 職員参加（プロジェクトチーム）

中堅職員（主任主事～係長級程度）の職員の政策形成能力向上を図るため、中学生から出された意見を具現化するためのプロジェクトチームを設置する。

(5) 事務局

総合政策部企画政策課

【策定体制】



8. 策定スケジュール

次期総合計画の策定は、平成29年度から3年で策定するものとし、基本構想及び基本計画にあっては、自治基本条例第22条第2項の規定により、平成31年流山市議会第4回定例会へ議案として、提案する。

次期総合計画策定スケジュールは別紙のとおり。